

# 建設候補地の募集に係る質問(Q & A)

## 【施設の概要について】

Q: 一般廃棄物最終処分場とは何ですか？

A: ホームページの「一般廃棄物最終処分場の基礎知識」をご覧ください。

## 【募集する範囲について】

Q: なぜ日向市と椎葉村は募集区域に入らないのですか？

A: 現在利用している一般廃棄物最終処分場は日向市にあり、構成市町村において、次期広域最終処分場は日向市域外に建設することが意思決定されております。なお、日向市にはその他にも清掃センター（ごみ焼却場）や東郷霊苑（火葬場）、ひゅうがりサイクルセンター（中間処理施設）などが集中しています。椎葉村については、清掃センターから遠距離にあるため、運搬処理ができないことが理由です。

## 【応募者資格について】

Q: 募集区域内に土地を所有していますが、他自治体に居住しています。応募は可能ですか？

A: 応募者資格と応募条件を満たしていれば可能です。

Q: 募集区域内に土地を所有していますが、区(自治会)に属していません。応募は可能ですか？

A: 応募者資格と応募条件を満たしていれば可能です。ただし、応募地が属する区(自治会)の同意が必要です。

## 【応募条件について】

Q: 土地所有者が応募する場合、地元の区(自治会)の同意見込みでも受付してもらえますか？

A: 地元の区(自治会)の同意は、見込みでは提出できません。また、複数区(自治会)にまたがる、あるいは隣接する場合は、関係するすべての区(自治会)の同意が必要となります。

Q: 区(自治会)の同意とはどの程度をいうのですか？

A: 区(自治会)の同意とは、総会や住民集会などで応募についての承諾を得ることです。その際の判断基準についてはそれぞれの区(自治会)にお任せします。

Q: 土地所有者の同意の見込みとはどの程度をいうのですか？

A: 同意の見込みとは、同意を打診し、反対の意思表示がされない状態や態度を言います。全ての土地が同意見込でも構いません。

Q: 応募地が募集区域以外の自治体に隣接している場合は応募可能ですか？

A: 応募者資格と応募条件を満たしていれば応募可能です。

Q: 土地の一部が他の応募地と重なっている場合でも応募できますか？

A: 重なっていても構いません。それぞれ別の応募として受け付けます。

Q: 1つの区(自治会)から2箇所以上の応募はできますか？

A: 応募できます。それぞれ別の応募として受け付けます。

Q: 全く道路や通路がない土地でも応募は可能ですか？

A: 応募時点でアクセス道路がなくても、取付道路を築造できる地形であれば応募は可能です。ただし、築造費等が選定評価に影響を与える可能性がありますのでご承知ください。

### 【応募方法について】

Q: 募集の詳細な内容を知りたいのですが？

A: 土地の所在する町村(門川町、美郷町、諸塚村)の担当課窓口、または広域連合事務局(日向市富高)にご相談いただければ個別に説明いたします。

Q: 応募関係書類はどこでもらえばいいですか？

A: 応募申請書等の様式は、構成市町村(日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村)及び広域連合のホームページからダウンロード出来ます。また、土地の所在する町村の担当課窓口、または広域連合事務局でも配布いたします。

Q: 応募するにはどうすればいいですか？

A: 必要書類をすべて整えていただき、2部(うち1部はコピー可)を土地の所在する町村の担当課窓口または広域連合事務局まで提出してください。提出いただいた書類に不備がなければ、受付印を押印した書類(1部)を控えとして返却しますので、建設候補地の選定作業が終わるまで大切に保管してください。

Q: 応募は郵送でも構いませんか？

A: 郵送でも受け付けます。2部(内1部はコピー可)を土地の所在する町村の担当課または広域連合事務局まで郵送してください。書類を確認のうえ受付が完了した際は、受付印を押した1部を返送します。書類に不備がある際はその旨を添えて、2部とも応募者宛に返送しますので、修正のうえ再度提出してください。なお、期間に余裕が無い場合は、到着の遅れ等により受付が間に合わないことも予想されますので、窓口への持参をお勧めします。

Q: 応募地が複数の町村にまたがっている場合は、どこに書類を提出するのですか？

A: 応募地が2以上の町村にまたがる場合は、いずれかの町村の担当課窓口または広域連合事務局に提出してください。

Q: 応募申請書の署名欄は自署ですか？

A: 応募申請書の署名欄については、区(自治会)長または土地所有者等の応募者本人による署名押印したものを提出してください。印鑑については、区(自治会)長印がない区(自治会)は、区(自治会)長の私印で結構です。なお、書類についてはパソコン等で作成いただいて構いません。

Q: 書類を2部提出する必要があるのはなぜですか？

A: 提出いただいた書類2部に受付印を押印し、受付した証明として1部(コピー)を応募者に返却します。もう1部(原本)は広域連合事務局に転送され、建設候補地選定の基礎資料となります。なお、一度受け付けた書類は返却できませんのでご了承ください。

Q: 書類は2部とも原本が必要ですか？

A: 2部のうち1部はコピーで構いません。

Q: 応募してからの取り下げは可能ですか？

A: 応募期間内に限り、取り下げが可能です。その際は取下申出書(任意)を2部作成し、応募した町村の担当課窓口または広域連合事務局まで提出してください。応募受付と同様に、受付印を押印したものを1部返却します。なお、すでに提出していただいている応募書類(原本)は返却できません。

Q: 応募の取り下げは誰でも可能ですか？

A: 取り下げされる方は原則応募者とさせていただきます。応募者が土地所有者(代表者)の場合は、土地所有者全員の連名で取下申出書(任意)を作成してください。区(自治会)の場合は、区(自治会)長名による取下申出書(任意)に、区(自治会)総会の議事録等(取り下げを決議した経緯等が分かるもの)を添付してください。

### 【地域振興策について】

Q: 地域振興事業(まちづくり事業)とは何ですか？

A: 例えば集会所や道路、公園、運動広場の整備、公民館の備品整備など、最終処分場周辺地域の生活環境等の向上に寄与するものです。なお、具体的な事業内容につきましては、計画段階において地元区(自治会)の皆様と相談して決定してまいりますので、すべての希望を確約するものではありません。

Q: 地域振興事業はどのように書けば良いですか？

A: 例えば〇〇地区の集会所、町道〇〇線のAからB地点までの改良拡幅、などと具体的に書いていただいても結構ですし、まだ具体化していない場合は、目指している「まちづくり」について構想にまとめていただいても結構です。

Q:施設の建設を受け入れる地域に限定する理由は何ですか？

A:一般廃棄物最終処分場の建設は、資源循環型社会の構築をめざし、地域の活性化を図ることを目的としています。しかしながら、建設時や運営時に社会に与える影響は少なからず有り、その比重は立地する地域が大きいと考えられることから、施設の建設を受け入れる区(自治会)としています。ただし、建設地が複数の区(自治会)にまたがる、あるいは隣接する等、周辺地域への影響が同等と判断される場合は、計画段階において関係者と相談しながら決定してまいります。

Q:地域振興事業は個人的に使えますか？

A:使えません。あくまでも地域の生活環境の向上に寄与するもの、いわば公共的な性格のものとなります。

#### 【募集期間について】

Q:応募の時期が遅いと選定に影響しますか？

A:先着順ではありませんので、応募期間内に提出いただければ影響ありません。

Q:応募期間内に書類を提出すれば受付は完了ですか？

A:いいえ、書類に不備があると受付完了にはなりません。受付時に提出いただいた書類を確認し、不備がなければ受付印を押印した書類(1部)を控えとして返却しますので、それで受付完了となります。郵送の場合も同様ですので、期間に余裕が無い場合は、直接持参されることをお勧めします。

#### 【選定方法について】

Q:選定方法を教えてください。

A:今後、大学教授等の有識者を中心とした(仮称)用地選定検討委員会を設置し、専門的かつ公平公正な視点で、各応募地について、安全・安心、環境、経済性などの要素を、出来るだけ数値化しながら段階的に絞り込んでいく予定です。

Q:候補地の選考過程は教えてもらえますか？

A:委員会の資料や議事録につきましては、広域連合や構成市町村のホームページで公表する予定です。また、報道発表により公表する場合があります。なお、個別のお問い合わせにはお答えできません。

Q:委員会は傍聴できますか？

A:委員会の傍聴につきましては、現段階では決定しておりません。委員会の開催は令和3~4年度を想定していますが、開催する前の一定の時期に、ホームページで詳細を公表する予定です。

Q: 候補地を決定した際は教えてもらえますか？

A: 決定事項につきましては、広域連合や構成市町村のホームページ、報道発表等により公表します。また、建設候補地に決定された応募者へは別途通知いたします。なお、個別のお問い合わせにはお答えできません。

Q: 候補地が決定されるのはいつ頃ですか？

A: 現段階では、令和4年度中を予定しています。

Q: 応募がまったく無い場合はどうなるのですか？

A: 応募の有無に関わらず、募集区域と同じ区域内から条件に適合する土地を客観的な手法で抽出し、応募された土地と同様の選定方法で絞り込んでいく予定です。

### 【その他】

Q: 現在利用している最終処分場はいつまで使えるのですか？

A: 現在利用している処分場は日向市富高にある「日向市一般廃棄物最終処分場」ですが、現時点の試算では令和 13 年度途中で満杯になると見込まれています。このため、次の最終処分場は令和 12 年度末までに完成させたいと考えています。

Q: 総会等の場で説明していただけますか？

A: 要請があれば、役員会または総会等の場で最終処分場の概要等について説明いたします。その際の会場は公民館等の公共施設とし、予約等の手配や準備は区(自治会)でお願いします。

Q: 公有地とはどういった土地ですか？

A: 市町村が所有している土地で、主に市町村有林や公共施設の敷地などになります。公有地であるか判断できない場合、または国や県など市町村以外の公共団体が所有している場合は、事前に該当する町村の担当課窓口へご相談ください。

Q: 土地の登記名義人と現土地所有者が異なる土地はどうしたらよいですか？

A: 応募の時点では現土地所有者(管理者)の同意があれば結構です。

Q: 応募した土地は全て買収するのですか？

A: 応募地が建設予定地に決定した場合であっても、全ての土地の購入を確約するものではありません。必要となる土地については、詳細な調査設計を基に買収協議に入らせていただきます。